

吉野川市農業委員会総会議事録
(令和7年10月総会)

1. 開催日時 令和7年10月27日(月)
午後1時30分から午後2時28分まで
2. 開催場所 吉野川市役所 東館2階 221会議室
3. 出席委員 15人
 会長 3番 真相 広也
 会長職務代理者 6番 山口 博史
 副会長 13番 近藤 清

委員

1番	大塚 春幸	2番	藤本 敏夫	3番	真相 広也	4番	久保さとみ
5番	安部 健司	6番	山口 博史	7番	芝高 敏雄	8番	河野 隆義
9番	南園 恵志	10番	川端 武夫	11番	原田 正昭	12番	藤川 利文
13番	近藤 清	14番	原 博一	15番	松本 武夫	16番	阿部 芳浩
17番	江本 康治	18番	瀬尾 誠悟	19番	大久保光江		

4. 欠席委員 1人(9番:南園)

5. 農地利用最適化推進委員(出席委員 14人)

1区	遠藤予志郎・毛利益三・高野康寛	2区	岸田正幸・山口泰範
3区	石原幸男・河野敏信	4区	篠原隆史・梶川晴雄・天満茂樹
5区	鎌倉英章	6区	住友武司・山尾雅泰・吉田 健
7区	楮山富行・天野宣正		

- 欠席委員 3人(高野康寛・吉田 健・天野宣正)

6. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
 第2 議第35号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
 第3 議第36号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
 第4 議第37号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 第5 報告事項(1)農地の転用事実に関する照会について
 第6 報告事項(2)農地転用の制限の例外届について

第7 報告事項(3)農地法第18条第6項の規定による通知について

7. 農業委員会事務局職員

事務局長	木内浩司
局長補佐	小松 晋
事務主任	西岡りさ

8. 議事進行

事務局 それでは、ただ今から、令和7年10月吉野川市農業委員会総会を開会致します。

本日は、9番、南園委員から、欠席する旨の連絡がありましたのでご報告いたします。本日の出席委員は、19名中18名で、農業委員会等に関する法律第27条第3項の定足数に達しておりますので、会議は成立しておりますことをご報告いたします。また、農地利用最適化推進委員、13名にも出席いただいております。

それでは、吉野川市農業委員会総会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は、真相会長にお願い致します。

議長 まず最初に、吉野川市農業委員会総会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員の選任ですが、議長の私から指名させていただくことにご異議はございませんか。

(異議なしとの声)

議長 異議なしということでございますので、4番、久保委員、7番、芝高委員に、議事録署名をお願い致します。

本日の定例会に出ております議案は、
議第35号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議第36号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議第37号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
報告事項(1)農地の転用事実に関する照会について
報告事項(2)農地転用の制限の例外届について
報告事項(3)農地法第18条第6項の規定による通知について
でございます。

議長 議案の審議については、慎重審議で、スムーズに議事進行が出来ますよう、ご協力をお願い致します。

なお、本総会は、3条、4条及び5条については、議事運営協議のとおり、各委員担当案件ごとに、一括審議を行います。特段の意見がある議案番号のみの意見の発言にとどめてください。よろしくお願い致します。

それでは、議第35号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題と致します。この議案につきましては会長許可で

ございます。

まず最初に、議第35号、令和7年38番及び39番の贈与による所有権移転についてでございます。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局

38番と39番につきましては、譲渡人が同じであり、申請地が隣接しているため一括して説明させていただきます。議案書の1頁をご覧ください。まず、令和7年38番でございます。位置図については、資料1です。

申請地の所在は、鴨島町上浦字梅市、地目は台帳、田、現況、畑、面積は、205㎡です。

申請地は、令和になってすぐに現所有者、本件譲受人、及び後件の譲受人の3名が耕作していましたが、令和2年に3名を代表して、現所有者が農地法第3条による申請をして、農地を取得しました。

その後、下限面積の要件が撤廃されたため、今回、農地を3名で分ける手続きをする至ったとのことです。

また、39番についても同様の理由から今回の申請に至りました。

いずれの申請も、農地法第3条第2項各号には該当しないため、農地の権利移動の許可要件を満たしていると考えます。その他、必要関係書類は添付されております。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議長

ただ今の説明に関連して、担当委員であります、4番、久保委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

4番

4番、久保です。いま、事務局から説明があったとおりで、何も問題ございません。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議長

ただ今、事務局並びに担当委員から説明及び現地確認の報告がありました、議第35号38番及び39番の贈与による所有権移転につきましては、許可要件を全て満たしており、問題ないということでございます。委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議長

質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第35号38番及び39番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議長

異議なしということでございますので、議第35号38番及び39番につきましては、許可することに決定いたしました。

議長

続きまして、議第35号40番、贈与による所有権移転についてでございます。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局

40番でございます。位置図については、資料2です。

申請地の所在は、鴨島町牛島字西桑上、地目は、台帳、現況共に田、面積は986㎡です。譲渡人は県外在住の高齢者で農業経営の縮小を考えていました。譲受人は譲渡人の甥にあたり譲渡人から相談を受け、今回贈与することに至りました。取得後は水稻栽培を行うとのことです。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、農地の権利移動の許可要件を満たしていると考えます。その他、必要関係書類は添付されております。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議長

ただ今の説明に関連して、担当委員であります、6番、山口委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

12番

6番、山口です。

いま、事務局から説明があったとおりです。譲渡人は譲受人のおばにあたり県外に住んでご高齢であるため、申請農地の近くに住んでいる甥に贈与するものでございます。譲受人は家族とともにお米を作っているので何ら問題ないと考えます。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議長

ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました議第35号40番の贈与による所有権移転につきましては、許可要件を全て満たしており、問題ないということでございます。委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議長

質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第35号40番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議長

異議なしということでございますので、議第35号40番につきましては、許可することに決定いたしました。

議長

続きまして、議第35号41番の売買による所有権移転についてでございます。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局

41番でございます。位置図については、資料3です。

申請地の所在は、鴨島町牛島東辻ほか2筆、地目は台帳、現況ともに田、3筆の合計面積は1,227㎡です。申請者は、自宅に周辺で自作地に隣接する農地が売りに出されたため、農業経営の拡大を考え、譲受人との間で売買の話がまとまったとのことです。取得後は、稲作をするとのことです。農地法第3条第2項各号には該当しないため、農地の権利移動の許可要件を満たしていると考えます。その他、必要関係書類は添付されております。ご審議の程、よろしくお願い致します。

- 議 長 　　ただ今の説明に関連して、担当委員であります、2番、藤本委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
- 2 番 　　2番、藤本です。今、事務局が報告した、とおりです。特に問題ないと思います。ご審議のほど、よろしく、お願いします。
- 議 長 　　ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました議第35号41番の売買による所有権移転につきましては、許可要件を全て満たしており、問題ないということでございます。委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。
- (質疑なしとの声)
- 議 長 　　質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第35号41番について許可することに、ご異議ございませんか。
- (異議なしとの声)
- 議 長 　　異議なしということでございますので、議第35号41番につきましては、許可することに決定いたしました。
- 議 長 　　続きまして、議第35号42番及び43番の売買による所有権移転についてでございます。それでは、事務局の説明を求めます。
- 事務局 　　42番及び43番につきましては、譲受人が同一であり、農地が隣接しているため一括して報告させていただきます。まず、42番でございます。位置図については、資料4です。
- 申請地の所在は、鴨島町飯尾字ニガタケ、地目は、台帳、田、現況、畑、面積は1,418㎡です。譲渡人は、今年、徳島市へ転居され、農業の継続が難しくなったことから、譲受人へ相談があり、今回、売買の話がまとまったとのことです。取得後は、水稻栽培を予定とのことです。
- 次に、43番でございます。申請地の所在は、鴨島町飯尾字ニガタケ、地目は、台帳、田、現況、畑、面積は20㎡です。譲渡人からの依頼による農地の売買とのことです。
- いずれの農地法第3条第2項各号には該当しないため、農地の権利移動の許可要件を満たしていると考えます。その他、必要関係書類は添付されております。ご審議の程、よろしくお願い致します。
- 議 長 　　ただ今の説明に関連して、担当委員であります、17番、江本委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
- 17番 　　17番、江本です。事務局から説明があったとおりでございます。譲受人は建設業をしながら作付けをする状況です。土地所有者からの申し出があり話がまとまったとのことです。特に問題ないと思います。ご審議のほど、よろしく、お願いします。

議 長 　ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました議第35号42番及び43番の売買による所有権移転につきましては、許可要件を全て満たしており、問題ないということでございます。委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

（質疑なしとの声）

議 長 　質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第35号42番及び43番について許可することに、ご異議ございませんか。

（異議なしとの声）

議 長 　異議なしということでございますので、議第35号42番及び43番につきましては、許可することに決定いたしました。

議 長 　続きまして、議第35号44番の売買による所有権移転についてでございます。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 　44番でございます。位置図については、資料5です。
申請地の所在は、山川町西ノ原に3筆あり、地目は、台帳、現況ともに田、3筆の合計面積は1,052㎡です。譲渡人は、徳島市内在住のため、農地の処分を考えていたところ、譲受人との間で今回売買の話がまとまったとのこと。取得後は、スタチ、ゆず、レモンを栽培するとのこと。農地法第3条第2項各号には該当しないため、農地の権利移動の許可要件を満たしていると考えます。その他、必要関係書類は添付されております。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長 　ただ今の説明に関連して、担当委員であります、14番、原委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

14番 　14番、原です。南と北が道路に、はさまれた土地で、事務局から説明があったとおりでございます。特に問題ないと思います。ご審議のほど、よろしく、お願いします。

議 長 　ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました議第35号44番の売買による所有権移転につきましては、許可要件を全て満たしており、問題ないということでございます。委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

（質疑なしとの声）

議 長 　質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第35号44番について許可することに、ご異議ございませんか。

（異議なしとの声）

議長 異議なしということでございますので、議第35号44番につきましては、許可することに決定いたしました。

議長 続きまして、議第36号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてでございます。この議案につきましては、会長許可でございます。

それでは、令和7年7番、資材置場のための転用申請及び8番駐車場のための転用申請でございます。事務局の説明を求めます。

事務局 議案書の3頁をご欄ください。まず、7番です。位置図については資料の6です。申請地の所在は、鴨島町牛島字杉尾、地目は、台帳、田、現況、雑種地、面積は2,401㎡、農用地区分は、農用地区域外農地の、第2種農地でございます。始末書の提出がありましたので、読み上げます。

(始末書：このたび、吉野川市鴨島町牛島字杉尾143番1、田2,401㎡の土地を農地法違反により、無断転用したことについてお詫びいたします。経過については当該地は先祖より受け継いだ農地でありました。15年前ごろであります。当初は農地の形状のままの土地に庭木を植えてあり、その木々の間に小物の庭石を徐々に集積し、現在に至っています。このことが農地法に違反するとは無知であり、利己的な考えで無断転用したことを重ねて深く反省し心より陳謝申し上げます)との始末書が提出されております。

ただいま読み上げました始末書のとおり、申請地は農地ではありませんが、申請人の居宅に隣接し管理がしやすいとの理由から転用許可を得ることなく、庭石等の置き場として利用されていたようです。今回、事後ではありますが転用の申請があったものです。給水はなし。雨水は地下浸透させるとのことです。その他関係書類は添付されております。

次に、8番でございます。位置図については、資料7です。申請地の所在は鴨島町牛島字天神、地目は、台帳、田、現況は雑種地、面積は356㎡です。農用地区分は、農用地区域外農地の第2種農地でございます。始末書の提出がありましたので、読み上げます。

(始末書：このたび、吉野川市鴨島町牛島字天神613番4、田356㎡の土地を転用し、自己住宅の露天駐車場として利用したいと考えております。その為に貴庁に対し農地法第4条の規定による許可申請書を提出し、ご審議をお願い致しておりますが申請者の不注意から農地法規定の許可申請書を提出せぬまま、表土に砕石を搬入してしまいました。このことで、貴庁をはじめ関係各位に多大なご迷惑をおかけ致しておりますこと、誠に申し訳なく、深くお詫び申し上げます。今後は、二度とこのようなことのないよう農地法の規定を遵守することを制約致しますので、この度の申請につきましては、何卒ご許可いただけますよう宜しくお願い申し上げ、本始末書を提出いたします。)との始末書の提出がありました。

ただいま読み上げました始末書のとおり、申請地は農地ではありませんが、申請人は転用許可を得ることなく農地に採石を搬入し駐車場として利用しているとのことです。今回、事後ではありますが転用の申請がありました。給水はなし。雨水は地下浸透させるとのこ

とです。その他関係必要番書類は添付されております。

以上7番及び8番のいずれの申請につきましても、追認許可致し方ないと考えます。ご審議の程よろしくお願い致します。

議長 　ただ今の説明に関連して、6番、山口委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

6番 　6番、山口でございます。7番8番ともに事務局から説明があったとおりでございます。7番については、申請人は石井レッカーを経営しております。転用許可が必要であるということがわかってなく無断で転用し、今回手続きが必要ということがわかり今回申請続きをしたということです。周辺の農地や民家につきましても何も問題はございませんのでやむを得ないと判断致します。また、8番も同じように、転用許可が必要になるということがわからなく事後報告になったことで深く反省しているようで周辺農地への影響もなく、問題ないと思われま。ご審議の程よろしくお願い致します。

議長 　ただ今、事務局並びに担当委員より補足説明がございました、議第36号7番、資材置場のための転用申請及び8番駐車場のための転用申請駐車場のための転用申請につきまして、委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

（質疑なしとの声）

議長 　質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第36号7番及び8番について許可することに、ご異議ございませんか。

（異議なしとの声）

議長 　異議なしということでございますので、議第36号7番及び8番につきましては許可することに決定いたしました。

議長 　続きまして、令和7年9番、宅地の拡張・駐車場のための転用申請でございます。事務局の説明を求めます。

事務局 　続きまして9番でございます。位置図については、資料8です。土地の所在は鴨島町中島字豊郷、地目は台帳、畑、現況が宅地、面積は323㎡です。農用地区分は、農用区域外農地の第2種農地でございます。始末書の提出がありましたので、読み上げます。

（始末書：今回の農地法第4条の規定にもとづく転用許可申請地、吉野川市鴨島町中島字豊郷384番1、畑323㎡につきましては、私は、宅地の拡張や駐車場として利用するため、また雑草等が生えないようにと簡単に考え砂利を入れ許可を得ることなく無断で農地以外にしてしまいましたことは、私が農地法等に係る仕事をしたことや知識もないために行ってしまう、関係者の皆様にご迷惑をおかけいたしましたことに対しまして申し訳なく深く反省致しております

す。今後このようなことが二度とないように致しますので、今回に限りご容赦いただき事後にはなりましたが、農地法第4条に基づく許可を申請致しますので、何卒宜しくご審査の程お願い致します)との始末書の提出がありました。ただいま読み上げました始末書のとおり、申請地は農地ではありますが、申請人は転用許可を得ることなく農地に砂利を入れ無断転用し、今回、事後ではありますが転用の申請があったものです。その他必要関係書類は添付されており、当該申請につきましては、始末書のとおりの内容につき、追認許可致し方ないと考えます。ご審議の程よろしくお願い致します。

議長 　ただ今の説明に関連して、1番、大塚委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

1番 　1番、大塚でございます。先般、現地確認をしてきました。問題ないと思われまます。ご審議の程よろしくお願い致します。

議長 　ただ今、事務局並びに担当委員より補足説明がございました、議第36号9番、宅地の拡張・駐車場のための転用申請につきまして、委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議長 　質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第36号9番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議長 　異議なしということでございますので、議第36号9番につきましては許可することに決定いたしました。

議長 　続きまして、議第37号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてでございます。この議案につきましては、会長許可でございます。

それでは、令和7年33番、産業用蓄電池設置施設のための転用申請でございます。事務局の説明を求めます。

事務局 　議案書は4頁になります。位置図については、資料1です。申請地の所在は、鴨島町上浦字市久保、地目は、台帳、現況ともに田、面積は986㎡、農用地区分は、農用地区域外農地の、第2種農地でございます。

転用者は、系統用蓄電池事業を運営しており、具体的には、余剰電力を安い価格で購入し蓄電、その後、電力が不足したときに高い価格で売却し差額を利益として運営しているとのことで、今回、変電所に直接接続する必要性から申請地を選んだとのことです。

造成計画は敷地全体を約20センチ、採石で整地し、蓄電池4基、パワーコンディショナー20台を設置するとのこと。取水はなし、

雨水は敷地内で地下浸透により処理することのこと。今回、吉野川市への蓄電池の申請は初めてでございましたので慎重に事前審査しています。その他関係書類は添付されており、当該申請につきましては、許可致し方ないと考えます。ご審議の程よろしくお願い致します。

議長 　ただ今の説明に関連して、4番、久保委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

4番 　4番、久保でございます。先日事務局とともに現地調査をしてきました。譲渡人は体調を崩され、耕作していない土地でございます。問題ないと思われまます。ご審議の程よろしくお願い致します。

議長 　ただ今、事務局並びに担当委員より補足説明がございました、議第37号33番、産業用蓄電池設置施設のための転用申請につきまして、委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

篠原推進委員 　蓄電池事業ですが、県内初ですか。また、消防に対しての届け出義務があれば、その経過を教えてください。

事務局補佐 　県内では、徳島市と上板町で申請があったことを確認しています。また消防に対しての届け出についてですが、現在申請中です。

17番 　産業用蓄電池というのはどんなもので、面積は1反いるんですか？

事務局補佐 　蓄電池4基を設置し、低価格で電気を購入し蓄電し、高い価格で販売する。敷地面積は、安全性から1基あたり3メートルの間隔をあけることとなっている、今回であれば妥当な面積と考えている。

議長 　それでは採決を致します。議第37号33番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議長 　異議なしということでございますので、議第37号33番につきましては許可することに決定いたしました。

議長 　続きまして、令和7年34番、太陽光発電施設用地のための転用申請でございます。事務局の説明を求めます。

事務局 　34番です、位置図については、資料9です。申請地の所在は、鴨島町喜来字源斗、地目は台帳、現況ともに畑、面積は2,015㎡です。農用地区分は、農用地区域外農地の、第2種農地でございます。

譲渡人は、高齢で耕作するのが難しくなり、耕作放棄地になる前に売買を考えていたところ、太陽光施設用地を探していた譲受人との間で売買がまとまったようです。事業計画の概要は、申請地にパ

ネル192枚、パワコン10台を設置し、防草シートを全面に敷設する。パネル周辺には高さ1.2メートルの立ち入り防止柵を境界から50cmに設置。給水はなし、雨水は地下浸透させるとのことです。その他関係書類は添付されており、当該申請につきましては、許可致し方ないと考えます。ご審議の程よろしくお願い致します。

議長 　ただ今の説明に関連して、1番、大塚委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

1番 　1番、大塚でございます。
別段問題ないと思われまます。ご審議の程よろしくお願い致します。

議長 　ただ今、事務局並びに担当委員より補足説明がございました、議第37号34番、太陽光発電施設用地のための転用申請につきまして、委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

議長 　もう一度、境のところの説明をしてほしい

事務局 　パネル周辺には、境界から50センチの位置に高さ1.2メートルの立ち入り防止柵を設置する。

議長 　それでは採決を致します。議第37号34番について許可することに、ご異議ございませんか。

（異議なしとの声）

議長 　異議なしということでございますので、議第37号34番につきましては許可することに決定いたしました。

議長 　続きまして、令和7年35番、太陽光発電施設用地のための転用申請でございます。事務局の説明を求めます。

事務局 　続きまして35番です、位置図については、資料10です。申請地の所在は、川島町山田字大塚、地目は台帳、田、現況、畑、面積は1,032㎡です。農用地区分は、農用地区域外農地の、第2種農地でございます。

譲渡人は、高齢で耕作するのが難しくなり、耕作放棄地になる前に売買を考えていたところ、太陽光施設用地を探していた譲受人との間で売買がまとまったようです。事業計画の概要は、申請地にパネル168枚、パワコン10台を設置し、防草シートを全面に敷設する。パネル周辺には高さ1.2メートルの立ち入り防止柵を境界から50cmに設置。給水はなし、雨水は地下浸透させるとのことです。その他関係書類は添付されており、当該申請につきましては、許可致し方ないと考えます。ご審議の程よろしくお願い致します。

議長 　ただ今の説明に関連して、16番、阿部委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

16番 16番、阿部でございます。ただいま、事務局から説明があったとおりでございます。譲渡人はすべての農地を貸し付けており、こちらの農地も貸していた所が返された為、耕作は困難と思います。転用は、やむを得ないと思われれます。ご審議の程よろしくお願い致します。

議長 ただ今、事務局並びに担当委員より補足説明がございました、議第37号35番、太陽光発電施設用地のための転用申請につきまして、委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第37号35番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議長 異議なしということでございますので、議第37号35番につきましては許可することに決定いたしました。

次に 報告事項(1)農地の転用事実に関する照会について
報告事項(2)農地転用の制限の例外届について
報告事項(3)農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より報告を求めます。

事務局 まず、報告事項(1)農地の転用事実に関する照会について、ご報告致します。この件につきましては、土地の所有者等が法務局に対して地目変更登記を申請し、その処理のため、登記官より農業委員会へ照会文書を発送するもので、照会を受けた日から2週間以内に回答するものであります。議案書の5頁をご覧ください。

令和7年5番でございます。位置図については、資料11です。

照会地の所在は、美郷字宗田、地目は、台帳、畑、現況、山林、面積は860㎡でございます。照会地の現地確認を行った結果、既に山林化しており、農地の機能を失っていることを確認致しましたので、令和7年9月11日付けで回答したものでございます。

次に、6番でございます。位置図については、資料の12です。

照会地の所在は、川島町栗村字植桜の3筆で、地目は3筆とも台帳は畑、現況は山林、3筆の合計面積は8,402㎡で、照会地の現地確認を行った結果、既に山林化しており、農地の機能を失っていることを確認致しましたので、令和7年10月3日付けで回答したものでございます。

次に、報告事項(2)農地転用の制限の例外届について、をご報告致します。議案書の6頁をお開けください。届出のあった土地の所在は鴨島町西麻植字新田で、位置図については、資料13です。

こちらは、農業用倉庫用地への転用届出でございます。転用面積は1,070㎡のうち94.91㎡です。令和7年10月3日付けで、これを受理致しました。

最後に、報告事項（３）農地法第１８条第６項の規定による通知について、ご報告致します。議案書の７頁をご覧ください。

今回ご報告致します件数は、利用権設定の使用貸借による合意解約が３件５筆、賃貸借契約による合意解約が１件１筆、以上でございます

議 長

報告事項（１）（２）及び（３）につきましては、報告事項ですので、了承いたします。

最後に、その他について、事務局の報告を求めます。

・障がい者就労支援施設について（就労支援サイトの情報提供）

以上をもちまして今月の総会を閉会といたします。

閉 会 （終了時刻 午後２時２８分）

以上、会議の顛末を記載し相違ないことを証明するために、署名する。

令和 年 月 日

議 長

議事録署名者

議事録署名者

議事録調整書記
